平成２７年（フ）第７５６４号
東京都江戸川区平井３丁目４－14－207
債務者　古瀬　敏明
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５６５号
神奈川県大和市中央林間５丁目１－22－105
債務者　鈴木　卓彌
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５９５号
東京都荒川区東尾久８丁目44－１－501
債務者　尾上　博幸
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６０２号
東京都杉並区上井草３丁目１－12－306
債務者　吉田　建丈
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６１２号
東京都足立区鹿浜５丁目24－11－206
債務者　大野あや子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６２４号
東京都大田区南馬込４丁目23－６－102
債務者　傳法谷重政
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６３１号
東京都日野市東豊田２丁目６－５－201
債務者　平形　　望
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６５３号
東京都中野区中央１丁目30－２　ムラーピア２　202
債務者　石垣　　歩（旧姓柴）
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６５６号
東京都足立区古千谷本町４丁目11－５　大里方
債務者　稲村　　健
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６５７号
東京都港区六本木３丁目16－８－402
債務者　藤原　大助
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６６２号
東京都板橋区大和町14－14－202
債務者　榊　　一茂
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６６３号
神奈川県横浜市旭区東希望が丘98－５－304
債務者　深田　二郎
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６６５号
東京都台東区浅草５丁目２－５－102
債務者　橋本　勇紀
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６６７号
東京都大田区仲六郷２丁目７－１－201
債務者　石井　隆広
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６７０号
東京都江戸川区大杉１丁目１－16
債務者　亀田　弘子（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６７５号
東京都世田谷区下馬３丁目11－９－202
債務者　鷲巣　浩子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部